

新真和志複合施設建設事業

民間収益事業に係る基本協定書（案）

令和 5 年 9 月

（令和 5 年 10 月修正）

那覇市

目 次

第1章 総則	1
第1条 (目的)	1
第2条 (当事者の義務)	1
第3条 (本協定の有効期間)	1
第4条 (事業者【又は「代表企業」】の契約上の地位)	2
第5条 (保証金)	2
第2章 民間収益事業	3
第6条 (事業の実施)	3
第7条 (事業内容の変更)	3
第8条 (設計図書等の著作権)	4
第9条 (事業用定期借地権設定契約の締結)	4
第10条 (駐車場の整備、駐車場賃貸借契約の締結)	5
第11条 (カーシェアリング事業の実施、カーシェアリング契約の締結)	5
第12条 (費用負担等)	5
第13条 (自己責任)	6
第14条 (談合等の不正行為に係る本協定の解除及び損害の賠償)	6
第15条 (事業用定期借地権設定契約、駐車場賃貸借契約、カーシェアリング契約が締結できない場合の処理等)	7
第16条 (本協定の解除)	8
第17条 (法令変更及び不可抗力に対する措置)	8
第3章 その他	8
第18条 (損害賠償)	8
第19条 (土地の分筆)	8
第20条 (秘密保持)	9
第21条 (本協定の変更)	9
第22条 (準拠法及び管轄裁判所)	9
第23条 (規定外事項)	9

新真和志複合施設建設事業における民間収益事業（以下「本事業」という。）に関して、那覇市（以下「市」という。）と〔 〕（以下「事業者【又は「代表企業」】」という。）との間で、以下のとおり合意し、民間収益事業に係る基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

なお、特に明示のない限り、本協定において用いられる用語の定義は、新真和志複合施設建設事業に係る入札説明書に定めるとおりとする。

第1章 総則

（目的）

第1条 本協定は、市と事業者【又は「代表企業」】との間で、民間収益事業に係る双方の義務について必要な事項を定めるものとする。

（当事者の義務）

第2条 市及び事業者【又は「代表企業」】は、事業用定期借地権設定契約、駐車場賃貸借契約、カーシェアリング契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応しなければならない。

2 事業者【又は「代表企業」】は、事業用定期借地権設定契約【又は「一般定期借地権設定契約」】、駐車場賃貸借契約、カーシェアリング契約の締結のための協議において、新真和志複合施設建設事業に係る入札説明書等（入札説明書及び入札公告後に受け付けた質問に対する市の回答を含む。以下同じ。）並びに要求水準書等（要求水準書、添付資料、閲覧資料及び入札公告後にこれら資料に関して受け付けた質問に対する市の回答を含む。以下同じ。）及び事業者提案（落札者が交渉時に提出した提案図書等を含むものとし、以下「事業者提案」という。）の内容を遵守し、並びに那覇市新真和志複合施設整備事業者選定委員会の意見・指摘事項及び市の要望事項を尊重しなければならない。

【第3項から第6項まで：代表企業の場合】

- 3 代表企業は、本協定締結の日において、本事業において代表企業が行う行為に関し、全ての民間収益事業を行う者から、同意書（様式第1号）を徴求して市に提出しなければならない。
- 4 代表企業は、民間収益事業を行う者を適切に指導、調整し、本事業の遂行に努めるものとする。
- 5 代表企業は、民間収益事業を行う者の行う行為につき、連帯して責任を負うものとする。
- 6 市は、代表企業及び民間収益事業を行う者の全てに通知、連絡を行う必要はなく、代表企業にのみ通知、連絡することで足りるものとする。

（本協定の有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定が締結された日を始期とし、事業用定期借地権設定契約、駐車場賃貸借契約、カーシェアリング契約の履行が全て終了した日を終期とする期間とし、当事者を法的に拘束するものとする。ただし、本協定の有効期間の満了にかかわらず、第8条、第14条、第15条、第16条、第20条及び第22条の規定の効力は存続するものとする。

2 事業用定期借地権設定契約が締結に至らなかった場合には、当該事業用定期借地権設定契約の締結不調が確定した日をもって本協定は終了するものとする。ただし、この場合においても、第8条、第14条、第15条、第16条、第20条及び第22条の規定の効力は存続するものとする。

3 市と事業者【又は〔 〕（落札者が設立するSPC名を記載）】との間で、「新真和志複合施設建設事

業 事業契約書」の締結に至らなかった場合には、市と事業者【又は「代表企業」】は、当該事業契約の締結不調が確定した日をもって本協定は終了するものとする。ただし、この場合においても、第8条、第14条、第15条、第16条、第20条及び第22条の規定の効力は存続するものとする。

（事業者【又は「代表企業」】の契約上の地位）

第4条 市の事前の承諾がある場合を除き、事業者【又は「代表企業」】は、本協定の契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供、その他の方法により処分できないものとする。

（保証金）

第5条 事業者【又は「代表企業」】は、本協定に基づいて生ずる一切の事業者【又は「代表企業」】の債務を担保するため、本協定が成立したときに、市に対し保証金として事業者提案に記載の賃料（以下「賃料」という）の1か年分金【 】円を預託しなければならない。

2 市は、事業者【又は「代表企業」】に本協定に関して発生する債務の支払遅延が生じたとき、催告なしに保証金をこれらの債務の弁済に充当することができるものとする。この場合には、市は、弁済充当日、弁済充当額及び費用を事業者【又は「代表企業」】に書面で通知する。

3 事業者【又は「代表企業」】は、前項により市から弁済充当の通知を受けた場合には、通知を受けた日から30日以内に市に対し保証金の不足額を追加して預託しなければならない。

4 保証金は、第9条第1項の規定による事業用定期借地権設定契約の締結後、事業用定期借地権設定契約書（案）第5条第1項に規定する保証金の一部に充てるものとする。ただし、余剰がある場合には、余剰分を速やかに還付するものとする。なお、利息等の付与は行わないものとする。

第2章 民間収益事業

(事業の実施)

第6条 事業者【又は「代表企業」】は、入札説明書等、要求水準書等、事業者提案等に基づいて民間収益事業を実施するものとする。

- 2 民間収益事業は、入札説明書等、要求水準書等に規定する必須事業、及び事業者提案にて提案し、市が許可した任意事業に限るものとする。
- 3 事業者【又は「代表企業」】は、民間収益事業に当たり、事前に市に実施計画書を提出し、承諾を得なければならない。
- 4 事業者【又は「代表企業」】は、特に安全面等、民間収益事業に係る全ての管理責任を負うものとし、実施計画書に定める事業内容を、自己の責任において実施し【又は民間収益事業を行う者に実施させ】なければならない。
- 5 事業者【又は「代表企業」】は、民間収益事業に係る設計業務、建設業務、工事監理業務の進捗状況及び内容に関して、定期的に市に報告するものとし、市の要請があったときには、随時報告を行うこと。

(事業内容の変更)

第7条 事業者【又は「代表企業」】は、事業者提案にて提案していない内容に、実施計画書を変更することはできない。ただし、真にやむを得ない理由により、実施計画書の実行が困難となった場合は、6ヵ月前までに市に報告し、市の書面による承諾を得たうえで事業の中止、又は事業者提案の趣旨に沿う範囲で用途変更することができるものとする。

- 2 事業者【又は「代表企業」】は、前項の場合であっても、民間施設用地を、以下の用途に使用、若しくは以下の用途に使用する者に賃貸することはできないものとする。
 - (1) 風俗営業又はそれに類する用途、犯罪に関わる又は助長する用途、公序良俗に反する用途及びその他周辺環境の品位や価値を損なう用途
 - (2) 騒音・振動・塵埃・視覚的不快感・悪臭・電磁波・危険物等を発生又は使用する等周囲に迷惑を及ぼすような用途
 - (3) 政治的用途・宗教的用途
 - (4) 以下の団体等による利用
 - ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条に規定する団体又はその構成員等の統制下にある団体。
 - ② 法務省による「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に規定する反社会的勢力。
 - ③ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体。
 - (5) 分譲住宅など多数の者に対して建物及び借地権の譲渡・転貸を前提とする用途
 - (6) その他、社会通念上、公共施設と並存することが不適当な用途
- 3 事業者【又は「代表企業」】は、民間施設用地を、深夜時間帯に営業を行う用途に供する場合は、市の書面による承諾を得るものとする。

- 4 市は、事業者【又は「代表企業」】が前3項に違反した場合、ただちに事業者【又は「代表企業」】に是正措置を要求することができる。万一、事業者【又は「代表企業」】がすみやかに是正措置に応じない場合、市は、本協定を解除することができる。この場合、市は本協定解除に関する一切の費用等を負担しないものとする。
- 5 前項の場合、市は事業者【又は「代表企業」】より受託している本協定に基づく保証金は返還しないものとする。また、事業者【又は「代表企業」】は、民間施設の賃借人に対する営業保証金、損害賠償等に係る一切の費用等を負担するものとする。

(設計図書等の著作権)

- 第8条 市が新真和志複合施設建設事業及び本事業に必要とされる情報の公開に関して民間施設の設計図書等の使用を求めた場合、事業者【又は「代表企業」】はこれに協力するものとする。
- 2 事業者【又は「代表企業」】は、市による設計図書等の使用により、第三者の有する著作権及び著作人格権の侵害が生じないよう必要な措置をとるものとする。
 - 3 事業者【又は「代表企業」】は、その作成する設計図書等が、第三者の有する著作権及び著作人格権を侵害したため、第三者に対してその損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、事業者【又は「代表企業」】がその合理的な範囲の賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。
 - 4 事業者【又は「代表企業」】の提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法等を使用した結果生じる責任は、事業者【又は「代表企業」】が負うものとする。

(事業用定期借地権設定契約の締結)

- 第9条 市と事業者【又は「代表企業」】は、本協定締結後、民間施設の着工日までに、入札説明書等並びに要求水準書等において市が提示した条件及び事業者提案の内容に基づき、事業用定期借地権設定契約を締結するものとする。
- 2 本条第1項に基づく賃料の額は、事業者提案に記載された金額を基本とする。なお、以降の賃料の改定については、事業用定期借地権設定契約に基づき、固定資産税路線価の変動率を踏まえ、原則として3年ごとに決定するものとする。
 - 3 事業用定期借地権設定契約に基づく賃借人への事業用定期借地権設定契約部分の土地の引渡しは令和〔 〕年〔 〕月〔 〕日（事業者【又は「代表企業」】の提案による。ただし、民間施設の建設工事着手日以前とする。）とし、賃貸借期間はその日を始期として借地期間を経過する日を終期とする。
 - 4 事業者【又は「代表企業」】は、事業用定期借地権設定契約終了時には、自己の費用をもって事業用定期借地権設定契約部分の建物・土地を原状に復して市に返還するものとする。ただし、事業者は、市から本件建物の譲渡の要請又は申出があった場合、協議に応じるものとする。
 - 5 市と事業者【又は〔 〕（落札者が設立するSPC名を記載）】との間で「新真和志複合施設建設事業 事業契約書」（以下「事業契約」という。）の締結に至らなかった場合には、市と事業者【又は「代表企業」】は、事業用定期借地権設定契約を締結しない。

(駐車場の整備、駐車場賃貸借契約の締結)

- 第10条 事業者【又は「代表企業」】は、本協定締結後、事業契約に基づき事業者【又は[]】(落札者が設立する SPC 名を記載)が整備する新真和志複合施設(以下、「新真和志複合施設」という。)の供用開始日までに、入札説明書等並びに要求水準書等において市が提示した条件及び事業者提案の内容に基づき、民間収益事業として駐車場を整備するものとする。
- 2 市と事業者【又は「代表企業」】は、新真和志複合施設の供用開始日までに、入札説明書等並びに要求水準書等において市が提示した条件及び事業者提案の内容に基づき、駐車場賃貸借契約を締結するものとする。
- 3 本条第2項に基づく賃料の額は、事業者提案に記載された金額を基本とする。なお、市及び事業者は、当該賃料について、社会経済情勢等を考慮して、改定の協議を行うことができるものとする。
- 4 駐車場賃貸借契約に基づく賃借人による駐車区画の使用開始は令和10年9月1日(新真和志複合施設の供用開始日)とし、賃貸借期間はその日を始期として令和29年3月31日を終期とする。
- 5 市は、賃貸借期間の延長又は更新について、事業者【又は「代表企業」】と協議できるものとする。
- 6 市と事業者【[]】(落札者が設立する SPC 名を記載)との間で事業契約の締結に至らなかった場合には、市と事業者【又は「代表企業」】は、駐車場賃貸借契約を締結しない。

(カーシェアリング事業の実施、カーシェアリング契約の締結)

- 第11条 事業者【又は「代表企業」】は、本協定締結後、新真和志複合施設の供用開始日までに、入札説明書等並びに要求水準書等において市が提示した条件及び事業者提案の内容に基づき、民間収益事業としてカーシェアリング事業を実施するものとする。
- 2 市と事業者【又は「代表企業」】は、新真和志複合施設の供用開始日までに、入札説明書等並びに要求水準書等において市が提示した条件及び事業者提案の内容に基づき、カーシェアリング契約を締結するものとする。
- 3 本条第2項に基づく使用料の額は、事業者提案に記載された金額を基本とする。なお、市及び事業者は、当該賃料について、社会経済情勢等を考慮して、改定の協議を行うことができるものとする。
- 4 カーシェアリング契約に基づくサービス提供開始日は令和10年9月1日(新真和志複合施設の供用開始日)とし、使用期間はその日を始期として令和15年3月31日を終期とする。
- 5 市は、使用期間の延長又は更新について、事業者【又は「代表企業」】と協議できるものとする。
- 6 市と事業者【又は[]】(落札者が設立する SPC 名を記載)との間で事業契約の締結に至らなかった場合には、市と事業者【又は「代表企業」】は、カーシェアリング契約を締結しない。

(費用負担等)

- 第12条 事業者【又は「代表企業」】は、民間収益事業を独立採算事業として実施すること。なお、事業者【又は「代表企業」】が独立採算事業として実施する範囲には、以下の費用を含むものとする。

- (1) 民間施設(駐車場、カーシェアリング事業を含む。以下本条において同じ。)の設計・建設に関する費用

- ① 施設の設計費
- ② 施設の建設費
- ③ 施設の工事監理費
- ④ カーシェアリング事業の初期投資費
- ⑤ 施設の申請及び登記に係る費用
- (2) 民間施設の維持管理・運営に関する費用
 - ① 施設運営費
 - ② 維持管理費（修繕・更新費、設備点検、警備、清掃等に係る費用）
 - ③ 光熱水費
- (3) 賃料及び保証金
- (4) 公正証書作成費用
- (5) 民間施設所有に係る公租公課
- (6) 保険料
- (7) 事業終了時に係る登記に必要な費用
- (8) 事業終了時における施設除去費及び原状復旧費
- (9) 敷地分筆等に関する敷地測量等費用等（詳細は第 19 条参照）
- 2 民間収益事業にかかる会計は、事業者【又は〔 〕（落札者が設立する SPC 名を記載）】が事業契約に基づき実施する業務の会計と独立したものとしなければならない。

（自己責任）

第 13 条 事業者【又は「代表企業」】は、民間収益事業に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 事業者【又は「代表企業」】（又は事業者【又は「代表企業」】の協力者・受託者・下請人等の関係者）が民間収益事業の過程で第三者に損害を及ぼしたときは、事業者【又は「代表企業」】はその一切において自己の責任で対応する。
- 3 不可抗力により民間収益事業に関連した事項について事故・トラブル等が発生した場合、事業者【又は「代表企業」】が、その当該事故・トラブルにより発生した一切において自己の責任で対応する。

（談合等の不正行為に係る本協定の解除及び損害の賠償）

第 14 条 市は、第 9 条第 1 項、第 10 条第 1 項、第 11 条第 1 項の規定にかかわらず、事業用定期借地権設定契約、駐車場賃貸借契約、カーシェアリング契約の締結前に、新真和志複合施設建設事業の入札手続きに関し、事業者のいずれかにおいて次の各号のいずれかの事由が生じたときは、事業者【又は「代表企業」】との間で事業用定期借地権設定契約、駐車場賃貸借契約、カーシェアリング契約を締結しないことができる。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 8 章第 2 節に規定する手続きに従って、同法第 7 条、第 8 条の 2、第 17 条の 2 又は第 20 条のいずれかの排除措置命令を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 独占禁止法第 8 章第 2 節に規定する手続きに従って、同法第 7 条の 2、第 8 条の 3 又は第

20 条の 2 から第 20 条の 6 までのいずれかの課徴金納付命令を受け、当該課徴金納付命令が確定したとき。

(3) 第 1 号又は前号の排除措置命令又は課徴金納付命令に係る行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 3 条第 1 項に規定する抗告訴訟を提起した場合において、当該訴訟についての訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(4) 自ら又はその役員若しくは使用人その他の従業者について、刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 又は第 198 条の規定に違反し、これらの規定による刑が確定したとき。

2 事業者のいずれかが前項に違反した場合、事業用定期借地権設定契約に基づく賃貸借期間に関わらず、事業者【又は「代表企業」】は、市の請求に基づき、賃料の 2 か年分金【 】円を違約金として、市の指定する期間内に市に支払うものとする。なお、保証金を違約金の一部又は全部に充当することができるものとする。また、当該違約金の定めは損害賠償額の下限の予定であり、これにより市が被った損害のうち、当該違約金により回復されないものがあるときは、その部分について事業者【又は「代表企業」】に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。

3 事業者【又は「代表企業」】が前項の賠償金を市の指定する期間内に支払わないときは、事業者【又は「代表企業」】は、未払額につき、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定した率（以下「支払遅延防止法の率」という。）で計算した金額を遅延損害賠償金として、市に支払わなければならない。この場合の計算方法は、年 365 日の日割計算とする。

（事業用定期借地権設定契約、駐車場賃貸借契約、カーシェアリング契約が締結できない場合の処理等）

第 15 条 市及び事業者【又は「代表企業」】のいずれの責にも帰さない事由により、事業用定期借地権設定契約、駐車場賃貸借契約又はカーシェアリング契約の締結に至らなかった場合には、本協定に別段の定めがない限り、市及び事業者【又は「代表企業」】が本事業の準備に関してそれぞれ要した費用については、各自がそれぞれ負担するものとし、また、市及び事業者【又は「代表企業」】は、相互に債権債務関係の生じないものとする。

2 事業者【又は「代表企業」】の責に帰すべき事由により、事業用定期借地権設定契約、駐車場賃貸借契約又はカーシェアリング契約の締結に至らなかった場合には、事業者【又は「代表企業」】は賃料の 2 か年分金【 】円を違約金として市に支払うものとする。なお、保証金を違約金の一部又は全部に充当することができるものとする。また、当該違約金の定めは損害賠償額の下限の予定であり、これにより市が被った損害のうち、当該違約金により回復されないものがあるときは、その部分について事業者【又は「代表企業」】に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。

3 事業者【又は「代表企業」】が前項の賠償金を市の指定する期間内に支払わないときは、事業者【又は「代表企業」】は、未払額につき、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、支払遅延防止法の率で計算した金額を遅延損害賠償金として、市に支払わなければならない。この場合の計算方法は、年 365 日の日割計算とする。

4 市の責に帰すべき事由により、市と事業者【又は「代表企業」】の間で事業用定期借地権設定契約、駐車場賃貸借契約又はカーシェアリング契約の締結に至らなかった場合には、事業者【又は「代表企業」】が被った損害のうち合理的な範囲を市は賠償するものとする。

(本協定の解除)

第16条 市、事業者【又は「代表企業」】のいずれか一方が本協定に違反し、その是正に応じなかった場合、その相手方はいつでも事業用定期借地権設定契約、駐車場賃貸借契約、カーシェアリング契約を解除することができ、本協定に違反した者がその相手方に損害を与えたときは、直ちに合理的な範囲において賠償を請求することができるものとする。ただし、本協定締結以前に行った行為に係る費用及び逸失利益は除くものとする。

(法令変更及び不可抗力に対する措置)

第17条 市及び事業者【又は「代表企業」】は、法令変更もしくは天災地変等の不可抗力により本協定に基づく義務の全部又は一部の履行ができなくなったときは、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちに相手方に通知しなければならない。この場合において、通知を行った者は、通知を發した日以降、本協定に基づく履行期日における履行義務の全部又は一部を免れるものとする。ただし、各当事者は法令変更もしくは不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

2 市及び事業者【又は「代表企業」】は、前項に定める通知を發した日以後、直ちに本事業の継続の可否について協議するものとし、本事業の継続に関して増加費用の発生が予想される場合にあっては、事業者【又は「代表企業」】が当該増加費用の額を最小限とするような対策を検討し、その対策の合理性について市と協議しなければならない。

3 事業者【又は「代表企業」】は、法令変更若しくは天災地変等の不可抗力により本協定の有効期間中に発生した追加費用及び損害額を負担するものとする。

第3章 その他

(損害賠償)

第18条 事業者【又は「代表企業」】は、民間収益事業に関し、事業者【又は「代表企業」】の責めに帰すべき事由により、市又は第三者に損害を与えた場合には、市又は第三者が被った損害を賠償するものとする。

2 事業者【又は「代表企業」】は、前項の損害賠償に係る費用負担に備えるため、事業期間中、第三者賠償責任保険又はこれに相当する保険に加入する等、自己の費用で適切な損害賠償保険に加入しなければならないものとする。

(土地の分筆)

第19条 事業者【又は「代表企業」】は、市が必要と認めるとき、事業用定期借地権設定契約部分の土地と、それ以外の土地について、土地の分筆を行うための必要な測量、書類の作成を行い、市に提出するものとする。市はそれに基づき、事業用定期借地権設定契約締結前に速やかに土地の分筆登記を行う。なお、市は土地の分筆登記に係る費用を負担し、事業者【又は「代表企業」】はそれ以外の一切の費用を負担するものとする。

(秘密保持)

第20条 市及び事業者【又は「代表企業」】は、本事業において知り得た相手方の秘密及び本事業に関して知り得た個人情報について、相手方の同意を得ることなく、これを第三者に開示及び本協定の目的以外に使用してはならない。ただし、裁判所より開示が命ぜられた場合及び市が法令に基づき開示する場合は、この限りでない。

(本協定の変更)

第21条 本協定の規定は、市及び事業者【又は「代表企業」】の書面による合意によらなければ変更することはできないものとする。

(準拠法及び管轄裁判所)

第22条 本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、また、本協定に関する当事者間に生じた一切の紛争については、那覇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(規定外事項)

第23条 本協定に定めのない事項又は本契約の解釈に関して疑義が生じた場合には、市及び事業者【又は「代表企業」】が誠実に協議の上、これを決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定を 2 通作成し、市及び事業者【又は「代表企業」】が記名押印のうえ、各自がそれぞれ 1 通を保有する。

令和 年 月 日

市 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
 那覇市
 那覇市長 知念 覚 印

事業者【又は「代表企業」】
 (住所)
 []会社
 代表取締役 印

【代表企業の場合】

別記様式第1号（第2条関係）

令和 年 月 日

那覇市長 様

同 意 書

当社は、那覇市（以下「市」という。）が実施する新真和志複合施設建設事業に係る入札説明書等並びに要求水準書等の市が定める事項を十分理解した上で、次の代表企業が行う末尾記載の行為に関して同意し、当社も必要な責任と負担を負うことを保証します。

民間収益事業を行う者（当社）

（住所）

[]会社（代表企業）

代表取締役

印

代表企業

（住所）

[]会社

代表取締役

印

同意事項

新真和志複合施設建設事業に関する次の①～⑦の手続き及びその関連手続き

- ①入札手続き
- ②市への質問
- ③市への説明
- ④民間収益事業に係る基本協定の締結
- ⑤事業用定期借地権契約の締結
- ⑥駐車場賃貸借契約書の締結
- ⑦カーシェアリング契約の締結